

■輸出手続きの課題と提言 (2)

課題	現行手続き	改革提言	諸外国の事例
(3) 輸出貨物の内陸輸送に関する保税管理と消費税の課税／免税	内陸地点で許可を受けた輸出貨物は、CYまでの輸送に外国貨物としての管理が必要とされるが、保税運送ではないため消費税は免税とはならない	内陸地点で許可を受けた輸出貨物の運送は、国内貨物と同様な取り扱いとし、販売が輸出取引に当たることから消費税は免税とすべき	米国では輸出承認済み貨物のCYまでの輸送に規制はない。消費税は非課税 EU諸国では許可済み貨物の国内輸送に規制はなく、消費税は免税扱いとなる
(4) 船積み後の監査	関税法(105条1項4の2)により規定されており違反者には厳しい罰則規定が適用されるが、実施の度合いは定かではない	輸出貨物の手続き簡素化に伴う早期出荷を実施するための要件として船積み後の厳密な監査を実施する	米国では、輸出手手続きは簡素化され、保税搬入原則も適用されないが、船積み後の監査が厳しく実施されている
(5) 時間外執務要請届	全ての審査区分に必要とされている	審査区分1の時間外執務要請届は不要とする	米国、EU諸国とも時間外執務要請届の制度はない
(6) NACCSセンターへのシステム利用料金の支払い	輸出入申告に際して利用料金の支払いが必要となる	輸出入申告に関する利用料金の支払いを不要とする	米国、EU諸国とも税関システム利用料金の支払いは不要
(7) 税関検査の立ち会い	通関士の立ち会いが必要 通関業法(2条1号イ(3))	検査の立ち会いを不要とする	検査の立ち会いの必要はない

出所・関係規定に基づき筆者作成